

## 報道・広報

[ホーム](#) > [報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 111の民間資格を新たに登録**111の民間資格を新たに登録**  
～社会資本の計画・調査・設計分野も加え、発注業務で積極活用～

平成28年2月24日

国土交通省は、2月24日付けで、111の民間資格を新たに登録しました。

この制度は、民間事業者等が付与する「技術者資格」を国土交通省が登録し、社会資本に関する調査・設計等の発注業務で活用する取り組みであり、平成26年度に登録を行った橋梁などの50資格に続く2度目の登録となります。

今回は、昨年度の維持管理分野(点検・診断等)に加え、計画・調査・設計分野も対象とするものであり、国及び地方公共団体の業務発注に際し、総合評価で加点評価するなど資格保有者を積極的に活用していく予定です。

**(背景等)**

社会資本の整備、維持、更新を適切に実施するためには、計画・調査・設計や維持管理における点検・診断等の品質確保が重要であり、これらの業務に携わる技術者の能力を評価したうえで活用することが求められます。

民間団体等が付与する技術者資格について、国土交通大臣が、道路や河川などの業務に応じた必要な能力を有することを確認したうえで登録する仕組みを「技術者資格登録規程※1」として定め、その資格保有者の活用を促す取り組みを平成26年度からスタートしました。

今回登録した111資格に、昨年度登録した50資格も加えた総計161の資格について、各発注機関が資格保有者を積極的に活用することを期待しています。

なお、これらの活用を通じて技術者の技術研鑽を促すことにより、社会資本の建設、維持管理を担える技術者の確保が図られることも期待するものです。

**【参考HP】**

※1 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)

(<http://www.mlit.go.jp/common/001106474.pdf>)

登録に際しては、公募を行い申請※2された資格の評価について、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会技術者資格制度小委員会※3の意見聴取を踏まえ決定しています。

※2 申請について

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き

(<http://www.mlit.go.jp/common/001062454.pdf>)


※3 技術者資格制度小委員会について

([http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201\\_gijyutsusyashikaku01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_gijyutsusyashikaku01.html))

**添付資料**

[\(別添1\)登録資格一覧\(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿\)](#)(PDF形式:134KBKB) 

[\(別添2\)国土交通省登録技術者資格の概要\(参考\)](#)(PDF形式:312KBKB) 

** お問い合わせ先**

国土交通省大臣官房技術調査課課長補佐 久内 伸夫

TEL:03-5253-8111(内線22357) 直通 03-5253-8220 FAX:03-5253-1536

国土交通省大臣官房公共事業調査室専門官 鈴木 純

TEL:03-5253-8111(内線24294) 直通 03-5253-8258 FAX:03-5253-1560



PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。  
左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください(無償)。  
Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合は[こちら](#)をご覧ください。

[ページの先頭に戻る](#)

国土交通省(法人番号2000012100001) [ [アクセス情報・地図](#) ]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権・免責事項について](#) [関連リンク集](#)

**MLIT**

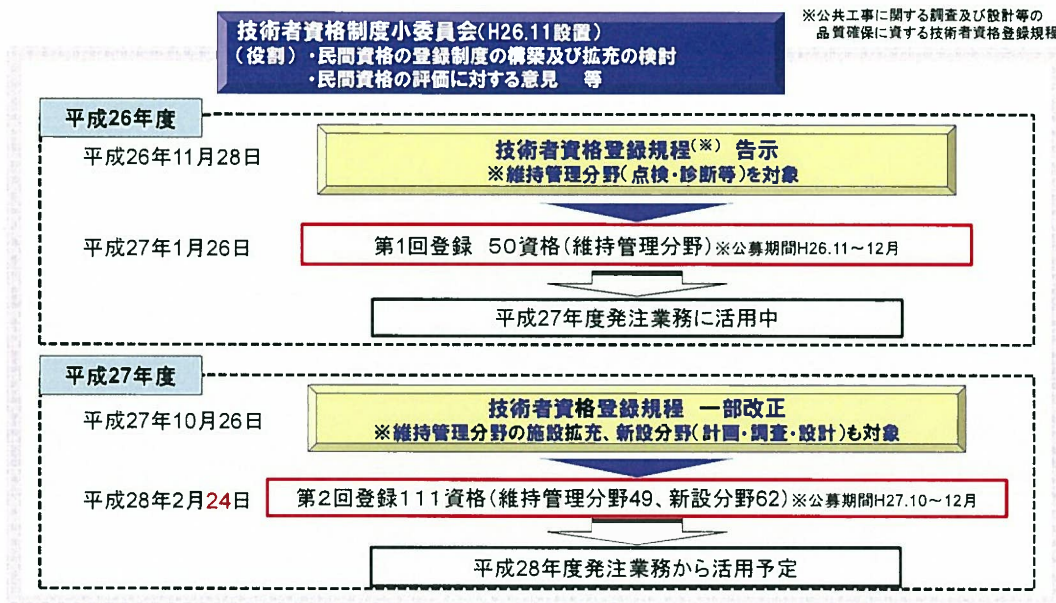
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Copyright© 2008-2016 MLIT Japan. All Rights Reserved.

## (別添2) 国土交通省登録技術者資格の概要

### 1. これまでの検討経緯等

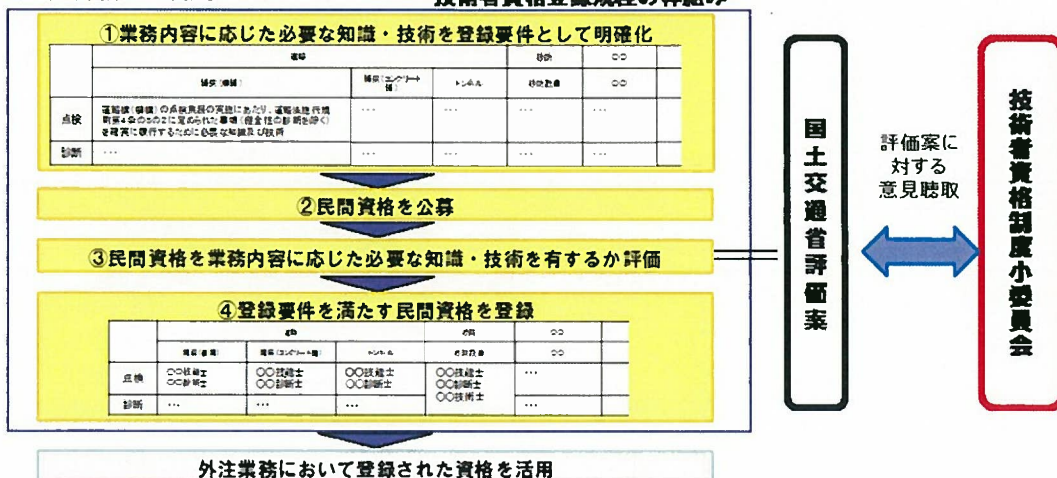
- 技術者資格制度小委員会において、民間資格の登録制度の構築及び拡充の検討等を実施。
- 平成26年度に、技術者資格登録規程<sup>(※)</sup>の制定により民間資格の登録制度を構築するとともに、維持管理分野50資格を登録。
- 平成27年度には、対象に新設分野も加え、新たに111資格を登録。平成28年度発注業務より活用予定。



### 2. 民間資格の登録制度の仕組み

- 国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された既存の民間資格を登録する制度。
- 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」として国土交通大臣が制定。

#### <民間資格の登録等のプロセス> 技術者資格登録規程の枠組み





### 3. 分野別登録資格数

○平成 27 年 1 月登録 維持管理分野(点検・診断等):50資格 → H27発注業務において活用中  
 ○平成 28 年 2 月登録 維持管理分野(点検・診断等):49、新設分野(計画・調査・設計):62 計111  
 総計 延べ161資格登録 → H28発注業務より活用予定

#### ●維持管理分野(点検・診断等業務)※H27年度一部拡充

施設等名	登録資格数		
	H27.1	H28.2	計
土木機械設備 ※拡充	—	2	2
公園(遊具)	0	4	4
堤防・河道 ※拡充	—	0	0
下水道管路施設 ※拡充	—	1	1
砂防設備	1	1	2
地すべり防止施設	2	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	3
海岸堤防等	4	0	4
橋梁(鋼橋)	16	13	29
橋梁(コンクリート橋)	17	12	29
トンネル	5	13	18
港湾施設	4	0	4
空港施設	0	1	1
計	50	49	99

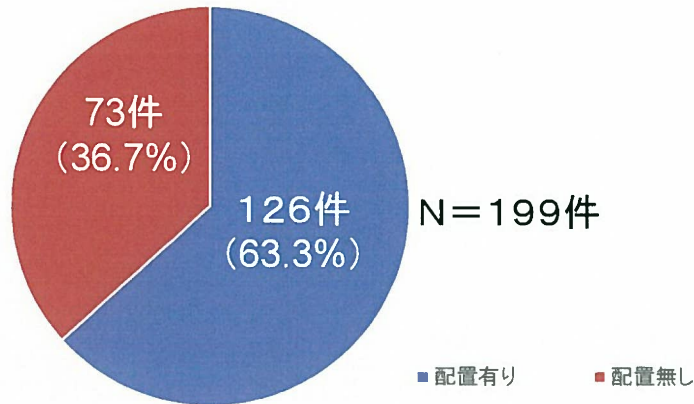
#### ●新設分野(計画・調査・設計業務)※H27年度制定

施設等名	登録資格数 (H28.2)
地質・土質	9
建設環境	2
電気施設・通信施設・制御処理システム	1
建設機械	1
土木機械設備	1
都市計画及び地方計画	1
都市公園等	2
河川・ダム	2
下水道	1
砂防	2
地すべり対策	2
急傾斜地崩壊等対策	3
海岸	12
道路	3
橋梁	3
トンネル	2
港湾	14
空港	1
計	62

#### 4. 登録技術者資格の活用

○国や地方公共団体等が発注する業務において、登録技術者資格保有者の配置を入札参加資格として求めることや、総合評価落札方式において評価対象とする等の措置を通じて、活用を図ります。

(参考)平成 27 年度発注業務における既登録技術者資格保有者の配置状況(国土交通省発注)



※ 登録技術者資格の対象となる橋梁等の点検・診断業務のうち、平成27年4月1日から9月30日までに契約した業務199件の受注企業を対象に調査。  
登録技術者資格を総合評価落札方式などの加点対象としたことに対する受注企業の配置有無を、企業からの提出書類を基に集計。

#### ※配置有り業務（126 件）分野別内訳

橋梁	93 業務
トンネル	15 業務
砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設	9 業務
港湾施設	9 業務
計	126 業務